



一般照明用白熱電球

JIS C 7501 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 2 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員（東京大学）
	岩本 佐利	社団法人日本電機工業会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会（パナソニック株式会社エナジー社）
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会（日立アプライアンス株式会社）
	高橋 健彦	関東学院大学
	豊馬 誠	電気事業連合会
	徳田 正満	東京大学
	中村 穎之	社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IDEA 株式会社
	山田 秀	筑波大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.3.13 改正：平成 23.2.21

官報公示：平成 23.2.21

原案作成者：社団法人日本電球工業会

（〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271）

財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 形式及びデータシート	3
4.1 形式	3
4.2 データシート	4
4.3 データシート番号の一般法則	4
5 一般事項, 寸法, 電気性能, 光学性能及び寿命	5
5.1 一般事項	5
5.2 表示	5
5.3 寸法	5
5.4 初特性及び許容値	5
5.5 光束維持率	5
5.6 寿命	6
6 検査	6
6.1 形式検査	6
6.2 ロット検査	6
附属書 A (規定) 各種の試験方法	27
附属書 B (規定) 寿命の計算及び限度	30
附属書 C (規定) 認証のための推奨する予備検査	30
附属書 D (規定) 統計的抜取表	30
附属書 E (規定) 統計的概念及びこの規格の基礎	30
附属書 F (規定) 寿命試験装置の回路特性	31
附属書 JA (規定) 輝度比試験	32
附属書 JB (規定) 電球の最大外郭寸法	34
附属書 JC (参考) 口金 E27, B22d/25×26 及び E26/24 が付いた一般照明用白熱電球	38
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	42
解 説	46

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 7501:2000**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一般照明用白熱電球

Tungsten filament lamps for domestic and similar general lighting purposes

序文

この規格は、2005 年に第 6.3 版として発行された IEC 60064 並びに Amendment 4 (2007) 及び Amendment 5 (2009) を基とし、我が国の配電電圧及び製品の仕様を反映するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JD** に示す。また、**附属書 JA**、**附属書 JB** 及び**附属書 JC** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 7551-1** の要求条件に適合し、かつ、次の条件を満たす一般照明用白熱電球（以下、電球という。）について規定する。

- a) 定格消費電力 10 W 以上 200 W 以下
- b) 定格電圧 100 V
- c) ガラス球形状 A, PS 又はそれに類似した形状のもの
なお、ガラス球の形状及び名称は、**JIS C 7710**による。
- d) ガラス球処理 無色透明及び白色仕上げ
- e) 口金 E26/25
なお、口金の形式及び寸法は、**JIS C 7709-1**による。

個々の電球の形式については、**箇条 4**に示す。

この規格で規定する試験及び測定方法は、この規格が直接対象としない電球の評価（例えば、異なるガラス球形状、仕上げなど）についても適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60064:2005, Tungsten filament lamps for domestic and similar general lighting purposes—Performance requirements, Amendment 4:2007 及び Amendment 5:2009 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 ノギス